



広報 こそがわ 10



相瀬地区 キイジョウロウホトトギス

特集

集いの場～陽だまり～ 2～3ページ



集いの場～陽だまり～

町民の地域交流の場に

集いの場「陽だまり」は、古座川町社会福祉協議会で実施している巡回型カフェ「ふれ愛カフェ・よりみち」の取組を踏まえ、地域での交流の機会を増やすために令和5年4月にオープンしました。

陽だまりは、幅広い世代の方が気軽に集まって楽しい時間を過ごし、健康面や心の安らぎを得られるような場所を作っていくことを目的とした地域交流の場となっています。毎月約200人（延べ人数）の方が利用しており、利用者は多種多様に余暇時間を過ごされ、その中で交流も生まれています。

なお、オークワ古座川店と陽だまり間の送迎を行っており、買物後にお時間のある方は、陽だまり（6717345）までお問合せください。



古座川町社会福祉協議会

見守り員 久保由美子さん（左）
見守り員 藤田泉さん（右）

朝10時「おはよう！」と笑顔でお越しになり、友人達とのおしゃべりや、時には真剣な話もあり、また一人暮らしの方や、買物帰りの方などと昼食を共にし「今日はええ日やった。楽しかったよ。」と声をかけていただき、午後には「また明日！」と元気に手を上げてお帰りになる姿をお見送りできることを幸せに感じています。（久保さん）

陽だまりでは、毎日賑やかな笑い声が響き、お互いが思いやり、初めて来られた方もすぐに打ち解けて楽しんでいただいています。施設内は3つの部屋に分かれています。友人との待ち合わせ、通院・買物帰りの方もお気軽にご利用ください。（藤田さん）

「陽だまり」にはシルバー人材センターからの派遣職員や古座川町社会福祉協議会の見守り員が交代で常駐しています。お気づきの点がありましたら、お声掛けください。



活動のご様子

懐メロ体操



昭和の歌謡曲や童謡の音楽にのせて、記憶を呼び起こしながら椅子に座ったままでもできる体操を行います。



コーヒーを飲みながら新聞を読んだり、お一人で過ごしたりすることもできます。

○イベントは他にも川柳づくり、認知症カフェ、季節に応じたイベント等を開催しています。開催日時は月末の回覧にてご確認ください。

「陽だまり」では、来ていただいた方が気軽に、無理なく、自由に過ごせる空間をコンセプトとしております。また、毎月イベントを開催しております。今回はイベントの様子や陽だまりをよく利用されている方の声を紹介いたします。

利用者の方がやりたいことを楽しめる空間

利用者インタビュー



河村隆さん

Q どのように過ごされていますか？

A 集いの場に通うことが日課になっています。新聞を読んだり、周りの方と一緒に活動したりして、過ごしています。

Q 陽だまりの良いところは？

A ここでの活動にやりがいを感じます。周りの方やスタッフの方と関わり、楽しく過ごすことができる場所です。



奥村弘子さん

Q どのように過ごされていますか？

A 本を読んだり、川柳に参加したりしています。ここで本を読むと頭がすっきりして、集中できます。

Q 陽だまりの良いところは？

A 本当に居心地の良い場所です。何もしなくてもいい、のんびりするだけでいいので、気分転換に行くのもいいと思います。



- ・所在地 古座川町高池253番地
- ・開所時間 午前10時から午後4時まで(土・日・祝日は休み)
- ・いきいき健康ポイント事業の対象となりますので、来所いただくと週に1回、1ポイント付与されます。
- ・事前申込みは不要ですので、お気軽にお越しください。
- ・集いの場「陽だまり」は地域交流の場ですので、ほかの利用者の方の迷惑につながる行為はご遠慮願います。



お知らせと情報



主な問合せ先

総務課

☎72-0180

住民生活課

☎67-7900

地域振興課

☎67-7901

建設課

☎67-7902

出納室

☎67-7903

議会事務局

☎67-7904

教育委員会（教育課）

☎72-3344

健康福祉課

☎67-7112

地域包括支援センター

☎67-7611

問……問合せ先

令和6年12月2日以降、紙の保険証が廃止されます

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日以降、紙の保険証は交付されなくなります。

なお、現在お持ちの保険証は有効期限までご使用いただけます。

国民健康保険

保険証の有効期限は、令和7年12月1日です（75歳になる方など、一部の方は有効期限が異なる場合があります）。

後期高齢者医療保険

保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

○令和6年12月2日以降の新規加入・世帯変更・保険証の紛失等について

令和6年12月2日以降は、紙の保険証の新規発行・再発行ができません。マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）をお持ちの方へはご自身の被保険者資格等を把握できるように「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方へは従来の紙の保険証に代わる「資格確認書」を交付します。

○紙の保険証の有効期限が切れた後について

①マイナ保険証をお持ちの方
マイナ保険証をご使用ください。マイナ保険証が利用

できない医療機関を受診する際は、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」をご提示ください。

②マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」をご使用ください。（令和6年12月2日以降に新規加入等で手続きされた方にはその際に、紙の保険証をお持ちの方には有効期限到来前にお送りします。）

○注意事項（国民健康保険）

転職等で加入している健康保険が変わった場合は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。マイナ保険証をお持ちの場合でも、保険の切替は自動で行われませんので必ず手続きを行ってください。

クマにご注意ください

国では、秋季のクマ類の出没について一層の注意が求められています。また、県内の市町村においてもクマの目撃情報が寄せられています。山に入ったり川に近づいたりする際には十分ご注意ください。また、クマを目撃した場合は、地域振興課までご連絡ください。

問 住民生活課 住民班

※75歳到達による後期高齢者医療保険への切替手続きは不要です。
ご不明な点等ございましたらお気軽にお問合せください。



〔クマにご注意ください〕
出典 農林水産省

問 地域振興課 産業観光班

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化を実施します

相談内容

夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権のなんでも相談。相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

期間

令和6年11月13日から19日までの7日間

時間

午前8時30分から午後7時まで

ただし、土曜日・日曜日については、午前10時から午後5時まで
電話番号 0570-0700-810
(全国共通ナビダイヤル)
※一部IP電話からはご利用できない場合があります。

問

住民生活課 住民班

町税等の納期限について

| 税目 | 期別 | 納期限 |
|------------|-----|------------|
| 国民健康保険税 | 第5期 | 令和6年12月2日 |
| 介護保険料 | 第8期 | |
| 後期高齢者医療保険料 | 第5期 | 令和6年12月25日 |
| 固定資産税 | 第4期 | |
| 国民健康保険税 | 第6期 | |
| 介護保険料 | 第9期 | |
| 後期高齢者医療保険料 | 第6期 | |

納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が増加されます。

問

住民生活課 税務班

新型コロナウイルス定期接種について

令和6年10月より高齢者等を対象とした新型コロナウイルス接種が始まります。

対象者

接種日時で古座川町民であり、次のいずれかに該当する方

① 65歳以上の方

② 60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある方（いずれも身体障害者手帳1級所持又は同程度の方）

※障害により、身の回りの生活を極度に制限される方や、日常生活がほとんど不可能な方が対象となります。

①の対象となる方には9月中旬頃に接種依頼書と予診票を送付しております。また②の対象者に該当し、接種を希望される方は健康福祉課までお問合せください。

助成回数

1回
自己負担金

1,000円（生活保護受給者は無料）

※各個人で医療機関に予約し、接種していただきます。



昨年度までの集団接種とは異なりますのでご注意ください。

問

健康福祉課 健康班

古座川町身体障害者協会について

身体障害者協会は、会員の相互扶助の精神に基づき、親睦を図り自立更生の促進、身体障害者の福祉増進を目的として活動する団体です。当町では、肢体・視力・聴力などに障害がある方がこの協会に加入し、グラウンドゴルフや研修に参加されています。協会へは、身体障害者手帳を所持している方であれば、どなたでも加入できます。

協会の活動について、詳しく知りたい方は、健康福祉課まで、ご連絡ください。

問

健康福祉課 福祉班



空き家バンク制度について

町では、空き家の有効活用と定住促進を目的に「古座川町空き家バンク制度」を設けています。この制度は、空き家の賃貸・売却を希望する人から受けた情報を、空き家を利用したい移住希望者に紹介する制度であり、登録する空き家を随時募集しています。

「空き家バンク」へ登録し、誰かに住んでもらうと、こんなメリットがあります。

○家屋の維持

人が住まなくなると、家屋は老朽化しやすくなります。誰かに住んでもらうことで、家屋の維持・管理にも繋がります。

○地域活性化

人が住むことにより、地域活性化に繋がります。地域を見守る目が増えることで、空き巣防止などの防犯効果もあります。



○物件登録までの流れ

①古座川町役場へ連絡

まずは、地域振興課へご連絡ください。空き家の所在地や名義、現在の状況などをお聞き取りします。

②申請書を提出

登録申請書をお渡しします。ので、申込者情報・物件情報を記入し、ご提出ください。

③空き家の現地確認

打合せの上、空き家の現地確認・撮影を行います。

④移住希望者へ情報提供

空き家を利用したい人へ情報提供をします。

問 地域振興課 農林水産班



みんなの相談窓口について

つらいとき、悩みを抱えたとき、どうしても分からなくなったとき、困っているときに相談ができる専門機関の窓口は左記のとおりです。ひとり抱え込まず相談してください。対象

生きづらさを感じられている方、大切なひとを自死で失った方、依存症、嗜好などでお悩みの方やその家族

○はあとライン電話相談
(和歌山県精神保健福祉センター内)
電話番号
057010641556
(通話料がかかります)

◆24時間

(365日対応ナビダイヤル)
○生きる支援相談窓口一覧

○子どもや若者の相談窓口



問 健康福祉課 健康班

和歌山県最低賃金が改定されました

最低賃金法違反については罰則が設けられています。

また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳細については、和歌山労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問合せください。

最低賃金の名称
和歌山県最低賃金
最低賃金額

時間額980円
効力発生日

令和6年10月1日
適用範囲

和歌山県内で働く全ての労働者とその使用者

問 和歌山労働局労働基準部

賃金室

(TEL)073-488-1152





十歳の集い



町の取り組み・出来事

8月15日、公民館主催の式典「二十歳の集い」が開催され、人生の節目である「二十歳」を祝いました。この日は対象者18名中12名が出席し、同級生との再会を喜びました。

式典では、公民館長からのあいさつや町長からの祝辞があり、これを受け、二十歳代表から地域の皆さまへのお礼の言葉と今後の決意を語っていただきました。式典後、音楽ユニット「ヤブシン」による記念コンサートがあり、大変盛り上がりしました。

【教育委員会 教育課】



今後の決意を語る二十歳代表



参加された二十歳の方々

公証役場通信

第6回 移行型の任意後見契約

新宮公証役場通信 公証人 三橋 豊

電話 0735-21-2344

新宮市緑ヶ丘2-1-31カマツカビル3F



終活を考えている方の中には、歩行が不自由だ、病院に入院しているなど、外出が難しい方もいらっしゃるでしょう。このような場合は、判断力の衰えに備えた後見を前提にした委任契約を結んでおく、移行型の任意後見契約が効果的です。

まず、委任契約について、後見人予定者は、本人の様子を見守り、本人の指示により銀行取引や行政手続きなどの事務を代理します。ATMの操作や各窓口での対応が苦手で、信頼できる人に任せたいという方にも有効です。

そして、判断力が衰えたなら、後見人予定者などが申立て、家庭裁判所で後見監督人が選任

されて、任意後見契約の効力が生じます。これにより、委任契約は終了します。

最近では、高齢者を狙った詐欺事件が頻発しています。また、本人に断りなく勝手に預金を引き出す親族がいるなど、行政や金融機関などでは、判断のできる本人の確認を求める傾向にあります。よって、信頼できる人に自分の様々な事務手続きを代理させる移行型の任意後見契約は、需要が多いと見込まれます。

終活において、お金や財産は生活の基盤ですので、これらを管理する信頼できる人がいらっしゃるなら、任意後見を依頼した上で、お二人で公証役場に相談して下さい。



災害時の食事支援講習会



近年は日本各地で地震や豪雨などの大きな災害がたびたび起きています。災害が発生した時、自分たちができることはなにかを再確認するため、「防災月間」である9月に講習会の機会を設けました。

本講習会は、『食生活改善推進協議会』と『古座川町赤十字奉仕団』の共同開催で、内容としては、古座川町職員より能登半島地震の災害派遣活動報告と、災害直後を想定した非常食の調理や提供の実践が主となりました。災害はいつ、どこで起こるか分かりません。今回の講習会では自主防災強化の大切さを改めて感じ、私たちも自分たちの住む地域の備えを見直すきっかけとなりました。



健

廣西先生の 健康寄席



第四十六回

「医療におけるAIについて」

病院なんかだと、医師が集まって患者さんの病状についてカンファレンスを行います。若い医師が上級医に相談したり、医師が独断的にならず、いろいろな医師の意見を集約するためにたいへん重要な会議ですが、昔とはだいぶ雰囲気が変わってきました。私が若いときの大学病院なんかだと教授の意見が絶対的で、教授の判断が最終判断というぐらい重みがありました。ところが最近はどうでもありません、というのもパソコンやスマホをみんな持っていますので、カンファレンスの途中でも症状や病気についてすぐ調べることができます。教授が「～です」と判断しても、スマホで調べた若い先生が、「それは違いますよ」とすぐ反論することができるようになったのです。昔は教授とか上級医の経験が重要で、若い先生もそれを頼りに指導を受けていたのですが、現代はインターネットを通じて正しい情報を得ることができるのです。私の施設でも毎朝カンファレンスを行っていますが、医局員や研修医の先生方には自由にスマホを使っていいとお話ししていて、むしろ自由に検索してもらってより正しく、より新しい情報をみんなで共有する方針でやっていま

す。あるいは、外来で患者さんを診察するときも、わからないことがあると「ちょっと調べさせてくださいね」とお話しして、知らないことや曖昧なことを確認するようにしています。調べてばかりだと頼りないと思われるのですが、人間の記憶力より圧倒的に正確で情報量のあるインターネットを使わない手はありません。最終的にはその方が患者さんの利益になるはずですよ。

診断についても、患者さんの症状や検査データを入力すると病名の候補が出てくるシステムが実際に実用されるようになってきました。話題のChatGPTでも症状を入力すると病名がいろいろ出てくるのです。心電図という心臓病を調べる基本的な検査がありますが、心電図の診断については、循環器内科医が読むよりも、機械に任せた方が正確な診断が出るという研究結果もあるそうです。現代のコンピューターやAIの進歩を見ていると、病気の診断はほとんどコンピューターがやってくれる時代が実際に来るように思います。そういう時代に医師は、何をすべきか、何ができるのか、本気で考える時代になりそうです。

【健康福祉課 福祉班】

